

〔商品概要説明書〕

変動金利型定期預金

(平成25年1月4日現在)

1. 商 品 名	変動金利定期預金
2. 預 入 対 象	①1年、2年もの _____ 個人および法人 ②3年もの _____ 複利型は個人のみ、単利型は法人のみ
3. 期 間	①単利型 1年、2年、3年 ②複利型 3年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）のお取扱いが できます。
4. 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100円以上 1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入時に当行所定の算式〔基準指標+0.00%（上乗せ幅）〕を適用し、こ の算定方式は満期日まで変更しません。基準指標は、スーパー定期6か月もの の利率とし、預入後の利率は、6か月毎の応当日に変更します。 ①単利型については中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預 入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中 間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第 4位以下切捨）により計算します。 ②複利型のものは解約時に一括して支払います。 付利単位を1円とし1年を365日として日割計算します。 複利型は6か月複利で計算します。
7. 手数料	—
8. 付 加 可 能 特 約 事 項	①個人の自動継続扱いで1万円以上の場合は総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率、貸越限度 は担保定期預金の90%以内で200万円を上限とします。） ②個人の方はマル優のお取扱いができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額とともに払い戻します。</p> <p><1年、2年もの></p> <p>①6か月未満 _____ 解約日の普通預金利率 ②6か月以上 _____ 約定利率×50% ③1年以上 _____ 約定利率×70%</p> <p><3年もの></p> <p>①6か月未満 _____ 解約日の普通預金利率 ②6か月以上 _____ 約定利率×10% ③1年以上 _____ 約定利率×20% ④1年半以上 _____ 約定利率×20% ⑤2年以上 _____ 約定利率×40% ⑥2年半以上 _____ 約定利率×40%</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<p>①満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>②お利息には個人の場合は一律源泉分離課税（20%）が、法人の場合は総合課税（20%）が課税されます。</p> <p>平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、20.315%の税金がかかります。</p> <p>金利については窓口でお問い合わせください。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109（一般電話から）
または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）